

			平成何年何月何日登記
2	1番抵当権抹消	(事項省略)	(事項省略)
3	1番抵当権回復	平成何年何月何日 第何号	原因 錯誤

第十六 代位の登記

一 代位による所有権の保存の登記 637

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 何 某 代位者 何市何町何番地 何 某 代位原因 平成何年何月何日売買の所有権移転 登記請求権

二 代位による所有権の移転の登記 638

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何 某 代位者 何市何町何番地 何 某 代位原因 平成何年何月何日金銭消費貸借の強 制執行

三 代位による登記名義人の住所等の変更の登記 639

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日住所移転 住所 何市何町何丁目何番地 代位者 何市何町何番地 何 某 代位原因 平成何年何月何日設定の抵当権設定 登記請求権

(注) 変更前の代位による登記名義人の住所等を抹消する記号(下線)を記録する。

四 代位による相続(差押え後、公売前の相続の場合)の登記 640

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	(事項省略)	(事項一部省略) 所有者 何市何町何番地 甲 某
3	差押	(事項省略)	(事項省略)
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 所有者 何市何町何丁目何番地 乙 某 代位者 財務省 代位原因 平成何年何月何日公売

第十七 民事執行に関する登記

- 一 強制執行に関する登記
 - 1 不動産に対する強制執行に関する登記
 - (一) 強制競売開始決定に係る差押えの登記
 - (1) 所有権の場合 641

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 何市何町何番地 何 某

- (2) 選定当事者(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第30条第1項)による差押え 642

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 (選定当事者) 何市何町何番地 何 某

- (3) 特定適格消費者団体(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)第2条第10号)による差押え 643

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 何市何町何番地 特定非営利活動法人 何 某

- (4) 所有権について二重に開始決定がされた場合 644

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 何市何町何番地 何 某
4	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 何市何町何番地 何 某

- (5) 所有権の登記のない場合 645

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	余 白	所有者 何市何町何番地 何 某 平成何年何月何日順位2番の差押登記をするた